

別表1 業種及び内容説明一覧表

注意：「申請に必要な条件」欄に建設業許可の種類(略号)、経審の業種(略号)が2つ以上示されている場合は、いずれか1種類の許可及び経審を有していなければならない。

業種番号	業種	同時に申込ができない業種の番号	内 容	業態カードへの特記事項	申請に必要な条件等	
			工 事 例		契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号)	総合評定値を必要とする経審の業種(略号)
04	水道施設工事	11. 12. 13. 14. 15	取水、浄水等の施設を築造する工事及び配水管等を敷設する工事 導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水管布設工事		水	土 水
05	下水道施設工事	11. 12. 13. 14. 15	下水道管渠(汚水管のほか雨水管を含む)を敷設する工事及び、下水処理場・ポンプ所等について行う土木工事 幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポンプ所建設工事		土 水	土 ほ 水
06	一般土木工事	11. 12. 13. 14. 15	他の業種に該当しない土木工事 溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工事、消波ブロック製作工事		土 と	土 と ほ 水
07	建築工事	08～15. 37	建築物を建設又は補修する工事 学校等建築工事		建	建
08	電気工事	07. 11. 12. 13. 14. 15	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事 屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事		電	電
09	給排水衛生工事	07. 11. 12. 13. 14. 15	給水、排水衛生、ガス等のための施設を設置する工事 給湯設備工事、給(排)水管取替工事、衛生器具取替工事		管	管
10	空調工事	07. 11. 12. 13. 14. 15	冷暖房、空気調和のための施設を設置する工事 冷暖房設備工事、空気調和設備工事		管	管 機
11	建築設計	01～10	建築物の設計、監理及び耐震診断調査 庁舎設計、学校設計、病院設計	業務分野の希望	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく建築士事務所登録	
12	土木設計	01～10	土木工作物の設計及び監理 道路設計、橋りょう設計、上下水道設計	業務分野の希望		
13	設備設計	01～10	電気、給水衛生、空調設備等の設計及び監理 電気設備設計、機械設備設計	業務分野の希望		
14	測量	01～10	土地等の測量及び地図の調製 地上測量、深淺測量	業務分野の希望	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録	
15	地質調査	01～10	土地の土質及び地質等の調査 物理探求、ボーリング探査、電波探査、磁気探査			

業種番号	業種	同時に申込ができない業種の番号	内 容		業態カードへの特記事項	申請に必要な条件等	
			工 事 例			契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等（略号）	総合評定値を必要とする経審の業種（略号）
27	造園		庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する工事		施工できる分野	園	園
			公園整備、植栽、水景等の工事				
32	消火設備		消火設備、避難設備、消火活動等に必要施設を設置又は工作物に取り付ける工事		施工できる分野	消	管 機 通 消
			屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、救助袋設置工事				
33	電話・通信		有線及び無線等により電気通信する設備を設置する工事		施工できる分野	通	通
			電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事				
36	内装仕上		建築物の内装仕上げを行う工事			内 具	内 具
			防音工事、インテリア工事				
37	一般塗装	07	塗料塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工事（75道路標示塗装に含まれるものを除く）			塗	塗
			塗装工事				
39	防水		建築物の防水を行う工事		施工できる分野	左 防	左 防
48	エレベーター		昇降機等の製作及び取付			機	機
			エレベーター設置工事、エスカレータ設置工事、小荷物専用昇降機設置工事				
52	計装装置		測定機器設置及び制御装置の設置等工事			機 通	機 通
			各種制御設備、水質用計測設備、幹線遠隔計装装置設備、隔側メーター設置電子計算設備（データ処理設備）				
62	石綿処理		吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み工事		施工できる分野	建 と 塗 内	建 と 塗 内
			アスベスト除去工事、石綿撤去工事				
						石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に定める石綿作業主任者（平成18年3月31日までに取得した者を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していること	

業種番号	業種	同時に申込ができない業種の番号	内 容	業態カードへの特記事項	申請に必要な条件等	
			工 事 例		契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等(略号)	総合評定値を必要とする経審の業種(略号)
69	シャッター		シャッター(よろい戸)工事 シャッター取替工事	施工できる分野	具	具 機 建
80	テレビ共聴工事		電波障害等の影響のあるテレビを、正常に視聴可能な状態とするための工事 テレビ共同受信施設工事		通	通 電
特殊工事(99番台)						
9907	電源設備		バッテリー等を用いて電力を供給する設備の工事 病院無停電電源設備改修工事、道路施設整備工事電源設備改修		電 通	電 通
9908	発電設備		水・石油・太陽光等のエネルギーを電気エネルギーに変換する設備の工事 I C受配電自家発電設備工事、水車発電機製作、沿岸地域発電所設置工事		電 機	電 機
9910	給湯器・浴槽設備工事		給湯器や浴槽等の設備に関する工事 住宅給湯器・浴槽改修工事		管	管
9914	飛散防止工事		ガラス等の飛散防止するための施設を設置する工事 公会堂等施設ガラス飛散防止フィルム貼付工事		ガ 内	ガ 内

略号の表記

上記の表における略号は、建設業法の規定に基づく次の建設業の種類を表したものである。

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	通	電気通信工事業
建	建築工事業	ほ	ほ装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	ガ	ガラス工事業	具	建具工事業
と	とび・土工工事業	塗	塗装工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	防	防水工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
管	管工事業	機	機械器具設置工事業		